

1

情報等

平成 25 年度 問題 56

A

☐☐☐

個人情報保護法*において、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する際に、あらかじめ本人の同意を得る必要がある場合はどれか。

- 1 弁護士会からの照会に応じて個人データを提供する場合
- 2 交通事故によって意識不明の者の個人情報を病院に伝える場合
- 3 児童虐待を受けたと思われる児童に関する情報を福祉事務所等に連絡する場合
- 4 顧客の住所、氏名を自社の取引先に提供する場合
- 5 医療の安全性向上のために医療事故について国に情報提供する場合

(注) * 個人情報の保護に関する法律

個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（個人情報保護法 27 条 1 項柱書）。しかし、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ本人の同意を得る必要はない（同項各号）。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- ⑥ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- ⑦ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

1 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

弁護士会からの照会は、弁護士法 23 条の 2 に基づくものであるから、上記①に該当する。

2 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

上記②に該当する。

3 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

上記③に該当する。

4 あらかじめ本人の同意を得る必要がある

上記①～⑦のいずれにも該当しないことから、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する際に、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

5 あらかじめ本人の同意を得る必要はない

上記④に該当する。

2

情報等

平成 26 年度 問題 57

A

☐☐☐

個人情報の保護に関する法律では、個人情報取扱事業者の義務について定めているが、一定の個人情報取扱事業者については、その目的によって、義務規定の適用が除外されることが定められている。次の組合せのうち、この適用除外として定められていないものの組合せはどれか。

- ア 町内会又は地縁による団体が、地域の交流又は活性化の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- イ 著述を業として行う者が、著述の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- ウ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- エ 宗教団体が、宗教活動の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- オ 政治団体が、政治活動の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）では、個人情報取扱事業者の義務について定めているが、一定の個人情報取扱事業者については、その目的によって、義務規定の適用が除外されることが定められている（個人情報保護法 57 条 1 項各号）。

- ① 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- ② 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- ③ 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- ④ 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

ア 適用除外として定められていない

本肢の場合は、上記①～④のいずれにも該当しない。したがって、本肢の場合、個人情報取扱事業者の義務を定めている個人情報保護法の規定は適用される。

イ 適用除外として定められている

上記②に該当する。

ウ 適用除外として定められていない

本肢の場合は、上記①～④のいずれにも該当しない。したがって、本肢の場合、個人情報取扱事業者の義務を定めている個人情報保護法の規定は適用される。

エ 適用除外として定められている

上記③に該当する。

オ 適用除外として定められている

上記④に該当する。